

令和5年4月1日から日立市における現場代理人の兼務条件が変わります

1. 現場代理人が兼務しようとするときの条件が変わります。

令和5年3月31日までに締結された工事契約	令和5年4月1日以降に締結された工事契約
工事の予定価格が 2,500万円(税込み)未満 の市内公共工事について、2件まで兼務可能。	工事の予定価格が 4,000万円(税込み)未満 の市内公共工事について、2件まで兼務可能。
(新設)	工事の予定価格が 4,000万円(税込み)以上 の市内公共工事について、いずれかが 災害復旧工事である2件の工事(※) について兼務可能。 ※ただし、現場における運営等に支障がないと発注課(所)長が認めた場合に限る。

2. 経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者が、現場代理人を兼務できるようになります。

令和5年3月31日までに締結された工事契約	令和5年4月1日以降に締結された工事契約
(新設)	経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者(※)は、工事の予定価格が 4,000万円(税込み)未満 の市内公共工事について、2件まで現場代理人を兼務可能。 ※ただし、営業所の専任技術者については、属する営業所と工事現場がいずれも日立市内である場合に限る。

3. 現場代理人の兼務について、不承認となる場合の条項が追加されます。

令和5年3月31日までに締結された工事契約	令和5年4月1日以降に締結された工事契約
(新設)	兼務に係る工事について、事故の発生や現場体制の不備が生じた場合、発注課(所)長は、以後、その受注者に係る公共工事について、兼務を認めないことができる。